
昭和二十四年人事院規則一四一五

人事院規則一四一五（公選による公職）

人事院は、国家公務員法に基き、公選による公職に関し次の人事院規則を制定する。

法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。

- 一 衆議院議員
- 二 参議院議員
- 三 地方公共団体の長
- 四 地方公共団体の議会の議員

附 則 （平成二十七年一〇月二十八日人事院規則一四一五一五）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年一一月一六日人事院規則一四一五一六）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
